

「協働のまちづくり基本方針改訂案」に関するパブリックコメントの結果

1 概要

- (1) 意見募集期間 平成30年1月16日(火)～2月6日(火)
- (2) 公開方法 市ホームページ、津島市市民活動センター(津島市生涯学習センター内)、市民協働課、神守支所、神島田連絡所において閲覧による公開
- (3) 提出方法 津島市市民活動センター(津島市生涯学習センター内)へ直接又は郵送、FAX、電子メール、神守支所、神島田連絡所に設置した投函箱
- (4) 提出意見 1件(1名)

2 パブリックコメントの「意見(要約)」と「市の考え方」

No.	意見(要約)	市の考え方
1	<p>協働のまちづくり基本方針策定委員会にて改訂案の取りまとめを行い、5つの目指す取り組み事項が書いてありますが、どうしたらこのことを町内会や地域住民まで共有できるでしょうか。</p> <p>町内会(地域住民)には会議が行われたことの情報が行き届いてはいないのではないかと。</p> <p>策定委員会は、委員、行政、アドバイザーの多様な方面からメンバーが集まっているが、会議だけで終わらず各組織に持ち帰り話し合われたことを活かす工夫が必要だと思ふ。</p>	<p>ご意見のとおり、この策定委員会で議論された課題や意見について、参加した委員や職員が情報を共有し、それぞれの活動の場で活かすことが重要です。</p> <p>協働のまちづくり基本方針(7ページ)中に「1情報の収集・発信と共有、団体同士の交流」それぞれに期待される役割の記載があります。「地域コミュニティ団体」に関する記載の中で、地域で活動する地域コミュニティ推進協議会・町内会・子ども会・老人クラブなど、活動するそれぞれの団体同士の情報の共有についても追記し、地域住民が共に協働していくことを推進していくよう取り組んでいきたいと考えています。</p>

		<p>また、参加した委員のみならず、市民の皆様にも「協働のまちづくり基本方針」について、ホームページや広報紙、市民活動情報コーナー等を活用し、周知を図りたいと考えています。</p>
--	--	--